

一般社団法人宮崎県商工会議所連合会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県商工会議所連合会（以下「本連合会」）と称する。

(事務所)

第2条 本連合会の主たる事務所は宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連合会は、宮崎県内（以下「地区内」という。）の商工業界及び県民の公正な世論を結集しその実現に務め、地区内における商工会議所及び各種経済団体との緊密な連携を促進してその機能を高揚し、総合的に本県商工業の改善発達を図るとともに、活力ある地域づくりの推進に取り組み、併せて社会一般福祉の増進に資し、もってわが国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連合会は、前条の目的を達するため、事業者団体法の定めるところに従って営利を目的とせず次の事業を行う。

- (1) 本連合会としての意見を公表し、これを関係官公庁その他必要な箇所に具申してその実現を図ること。
- (2) 必要な調査研究を行い統計を作成し、もしくは資料を収集し、これらを公刊し又は情報を提供しもしくは斡旋すること。
- (3) 商工業に関する講習会、研究会、講演会等の開催、斡旋及び情報提供等の総括的事業を行うこと。
- (4) 本連合会または、会員の事業に関し官公庁との連絡または斡旋をなし、またはその他の経済団体並びに各種団体との連絡協調を図ること。
- (5) 商工業の経営、技能、金融及び税務等の指導、改善及び振興に関する総括的事業を行うこと。
- (6) 商工業の実務技能向上に関する総括的事業を行うこと。
- (7) 商工業組合等の助長発達に関する総括的事業を行うこと。
- (8) 国際親善、貿易、物産及び観光の宣伝開発及び振興に関する総括的事業を行うこと。
- (9) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業を行うこと。
- (10) 雇用の相談、研修及び情報提供に関する総括的事業を行うこと。
- (11) 会員相互の連絡及び親睦を図ること。
- (12) 地区内の福祉と繁栄の増進に関する総括的事業を行うこと。

- (13) 前各号に掲げるものの他、本連合会の目的を達するに必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業は地区内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

- 第5条 本連合会は、地区内の商工会議所であって、次条の規定により本連合会の会員となった者をもって構成する。
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

- 第6条 本連合会に入会しようとする者は、別に定める入会手続により入会を申込み、総会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

- 第7条 会員は、本連合会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために会費を納付しなければならない。
- 2 前項の金額及び徴収方法について総会において決議する。

(任意退会)

- 第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の特別決議を経て除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本連合会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合に至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 総会員が同意したとき。
 - (2) 該当会員が解散したとき。
- 2 年度中に会員資格の喪失したときは当該年度の会費を全額支払わなければならない。

第4章 総 会

(総会)

第11条 本連合会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後の5月に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(構成)

第12条 総会はすべての会員をもって構成する。

(機能)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事・監事の選任及び解任
- (3) 理事・監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 毎事業年度の事業計画の設定及びその変更
- (6) 収支予算の決定及びその変更
- (7) 会費の額及びその徴収方法
- (8) 定款の変更
- (9) 本連合会の解散及び残余財産の処分
- (10) 本定款に定めるものの外、本定款執行上必要な規程の制定
- (11) 前各号の外、本連合会運営上特に重要な事項

(招集)

第14条 総会は会頭が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して臨時総会の招集を請求できる。

(議長)

第15条 総会の議長は会頭がこれにあたる。

- 2 総会において、会頭に事故あるとき又は会頭が欠員のときは副会頭が、会頭、副会頭ともに事故あるとき又は欠員のときは理事の互選によって議長を定める。

(議決権)

第16条 会員は1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 会員は別に定めるところにより書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

ただし、代理権は1会員について1個とする。

- 2 前項の規定によって議決権を行使する会員は出席者とみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席理事2名以上がこれに記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本連合会に、次の役員を置く。

- (1) 会 頭 1名
- (2) 副会頭 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 理 事 5名
- (6) 監 事 1名

- 2 前項の会頭、副会頭、専務理事、常務理事及び理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事とする。
- 3 第1項の会頭をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 会頭、副会頭、理事及び監事は、本連合会の会員である各商工会議所の会頭の中から、総会の決議によって選任する。

- 2 専務理事及び常務理事は、本連合会の会員である各商工会議所の会頭以外の者から、総会の決議によって選任する。

(職務及び権限)

第22条 役員は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会頭は、本連合会を代表し、その業務を統轄する。
- 3 副会頭は、会頭を補佐し、本連合会の業務を処理する。
- 4 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐し、本連合会の業務を処理する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本連合会の業務を処理する。

- 6 理事は、会頭及び副会頭を補佐し、会頭の委任する特別の事項に関する業務を処理する。
- 7 監事は、本連合会の業務及び会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

- 第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠で選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会の決議によって報酬を支給することができる。

(取引制限)

- 第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本連合会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本連合会との取引
 - (3) 本連合会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本連合会とその理事との利益が相反する取引

第6章 資産及び会計

(経費の支弁)

第27条 本連合会の経費は、会費、手数料、補助金、交付金、寄附金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(事業年度)

第28条 本連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第29条 本連合会の事業計画書、収支予算書については、会頭が毎事業年度開始日の前日までに作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、

会頭は総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第30条 会頭は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、これを監事に提出し監査を受けた上で、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(監査)

第31条 監事が前条の書類を受理したときは遅滞なくこれを監査し、意見を附して会頭に報告しなければならない。

第7章 解 散 等

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 本連合会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算)

第34条 清算人は総会において会員の中から若干名を選任する。

2 清算人は本連合会を代表し、清算に必要な一切の行為をなす権限を有するものとする。

3 清算人は就任の日より6ヶ月以内に清算及び財産処分の方法を定めて総会の決議を経なければならない。

4 本連合会の解散後といえども総会の決議を経てその債務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができるものとする。

(剰余金)

第35条 本連合会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第36条 本連合会が、解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 本連合会の公告は、本連合会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 38 条 本連合会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名を置く。

3 事務局長は、事務局を統轄する。

4 事務局には、事務局長のほかに職員を置き事務を分掌させる。

5 職員の任免は会頭がこれを行う。

6 前 5 項のほか事務局について必要な事項は役員協議を経て別にこれを定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会頭は米良充典とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 28 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。